

2017年9月20日

瀧川ゼミ@6205

虐待予防

赤木萌絵 二見友也 西山美鈴

A. 論点

現在日本では、児童虐待相談の対応件数は年々増加しているとともに、虐待によって毎年60人ほどの子供が死に至っている。虐待された子供は身体的だけではなく、心理的にも大きな傷を残し、様々な悪影響を及ぼす。

他方、アメリカでは虐待の定義がとても広く取られていて、12歳以下の児童を一人にしたり、異性の親と一緒に風呂に入ったりしただけで、虐待として親権を取り上げられるなど、日本の感覚とはかけ離れているものがあるが、社会の目が厳しく行き届くことによって、虐待の早期発見につながっているとも言える。そこで日本でもアメリカのように虐待の定義を広く取ること（P.20の事例のように）に賛成か、反対か。

B. 資料

1. 児童虐待について

(ア) 児童虐待の種類

児童虐待防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)第 2 条において、保護者がその監護する児童(18 歳に満たない者をいう)に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

種類	防止法における定義	具体例
身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。(1号)	殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、熱湯をかける、布団蒸しにする、おぼれさせる、逆さづりにする、異物を飲ませる
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。(2号)	性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にする等
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。(3号)	食事を与えない、衣服や住居を極端に不潔・不衛生な状態にする、乳幼児を家や車の中に放置する、子どもが望むのに投稿させない等
心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(4号)	虫、脅かし、他のきょうだいと著しく差別する、「お前なんか生まれてこなければ良かった」などの子供の心を傷つける言動、DVを見せる等

(イ) 虐待の原因

虐待の原因については、さまざまな要因が考えられている。

子どもの人身売買や労働力としての利用が行われていたかつては、貧困や社会慣習による社会病理が原因であったと考えられてきた。

しかし、現在では家族の孤立や子育て不安、親の人格障害や精神疾患などを背景にする家庭内病理としての虐待が増えていると考えられている。

➤ 親側の要因

親の精神的未成熟、精神疾患・薬物依存、夫婦関係の異常や破たん、転居・転職・失業などによるストレス、経済的貧困、社会的孤立、被虐待経験等。

➤ 子ども側の要因

未熟児、障がい児、慢性疾患を抱えている、よく泣く、なだめにくい等の理由による「育てにくい子」であること

(ウ) 虐待による子供への影響

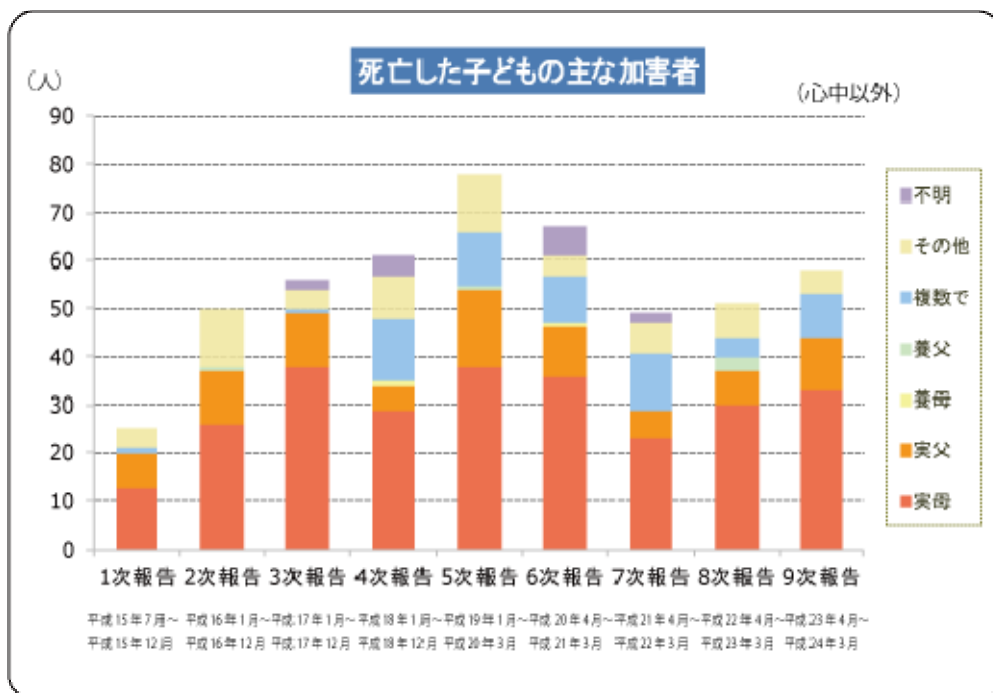
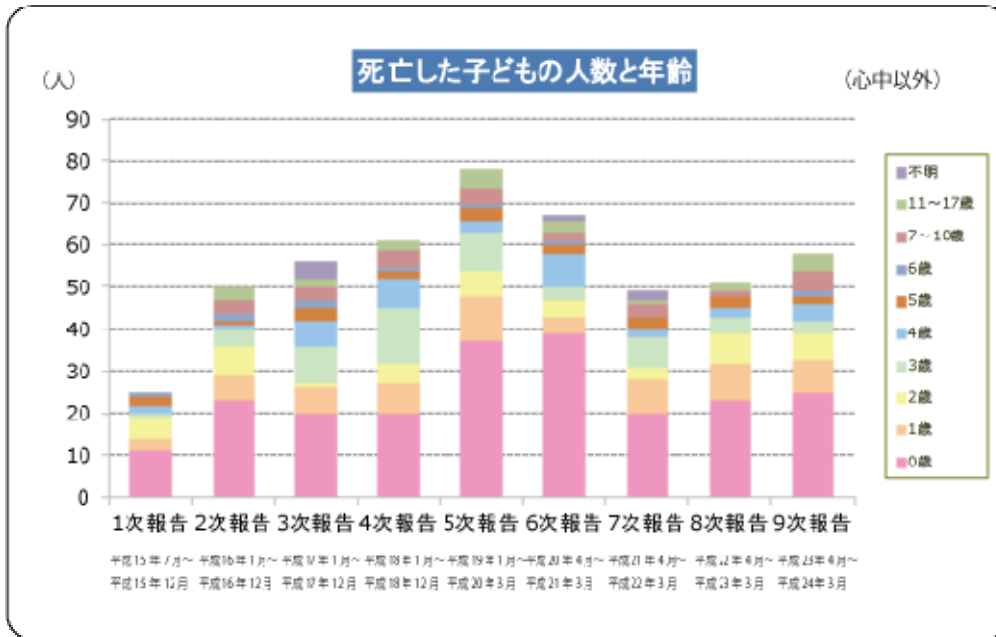
虐待は子供の健全な発育、発達を阻害するばかりでなく、生涯にわたって影響を及ぼすものであり、重大な人権侵害である。

- 生命という利益への侵害
- 重篤な障がい
- トラウマ（心的外傷）
- 自己評価の低さ

愛着障害、感情コントロールができないことによる攻撃衝動、無差別的愛着、他人との関係を築けない

→子どもの成長発達権の侵害

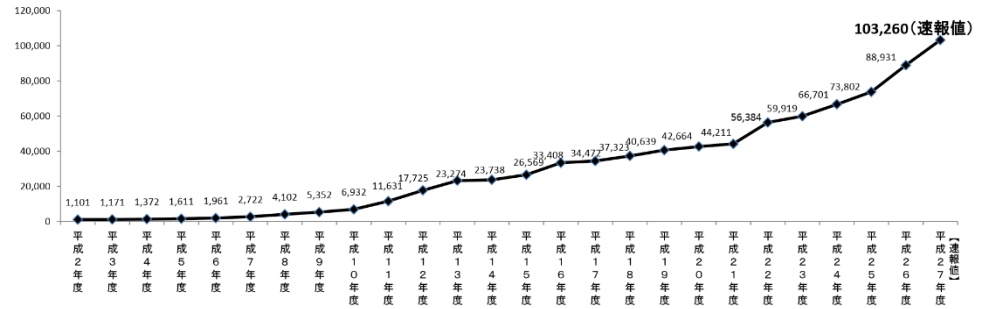
(エ) 日本虐待による死亡件数の推移



→上記のグラフより、毎年半数以上が実親からの虐待で児童が死亡していることが伺える
 (最も多い割合を占める実母の抱える問題としては、「妊婦健康診査未受診」「望まない妊娠」「若者(10代)妊娠」が多い)

(オ) 児童相談所への相談件数

① 児童虐待相談対応件数の推移



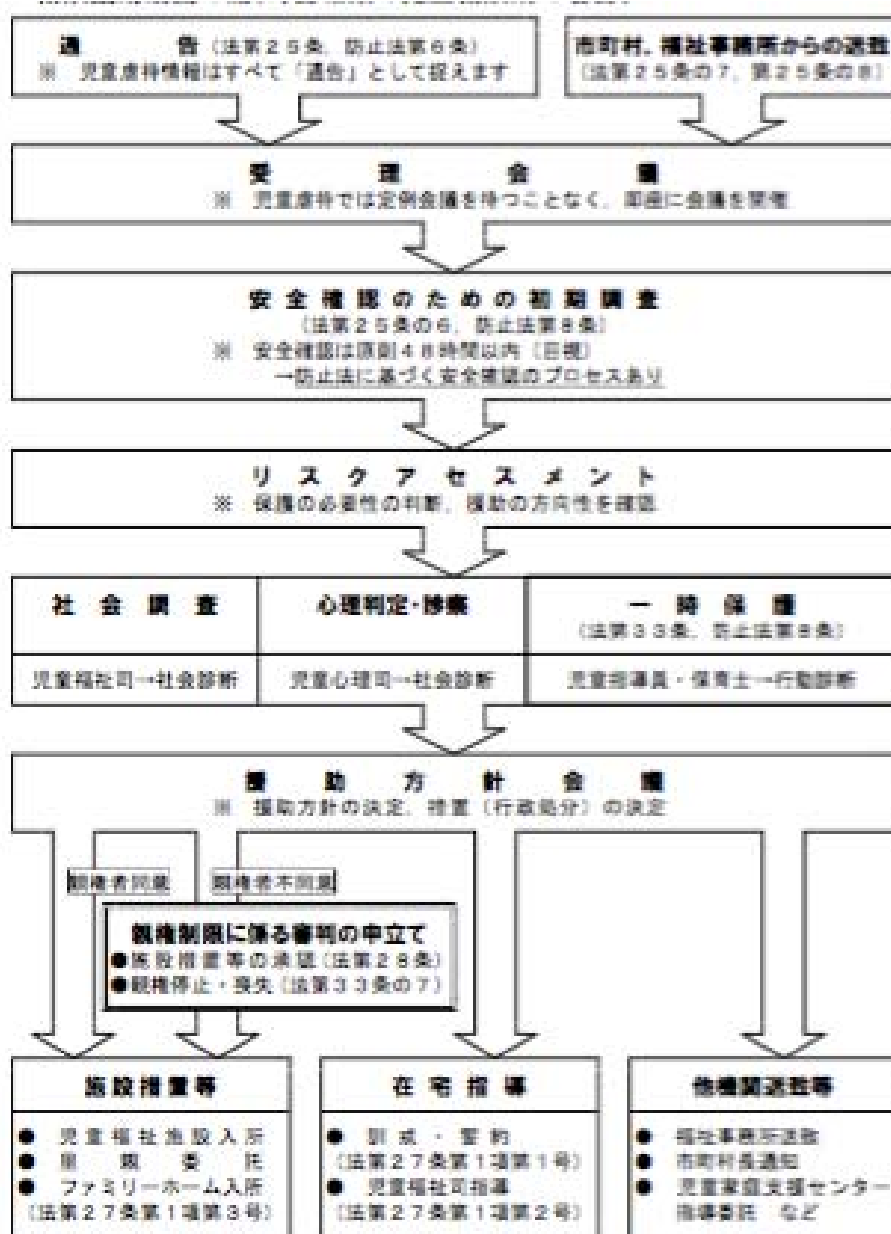
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (速報値)
件数	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260
対前年度比	103.2%	108.3%	108.9%	105.0%	103.6%	-	-	111.3%	110.6%	120.5%	116.1%

注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

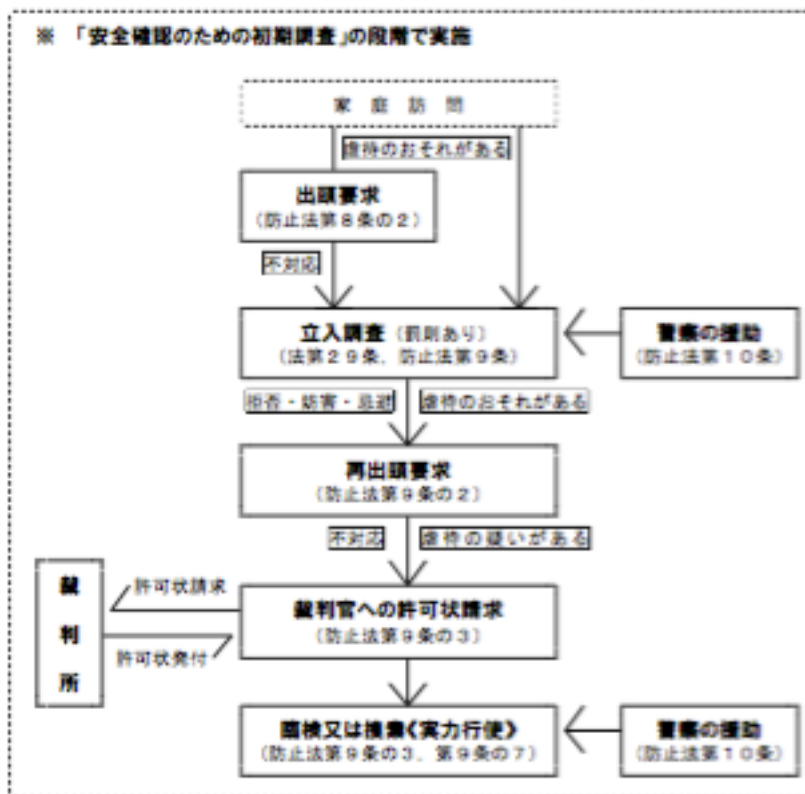
→増加傾向にある

(カ) 児童虐待に対する児童相談所の相談援助活動の流れ

① 相談援助活動の流れ(宮城県の子童相談所の場合)



(キ) 都道府県(児童相談所)における児童虐待防止法に基づいた安全確認のプロセス



2. 法と家庭

(ア) 法は家庭に入らず

ローマ法時代から伝わる法格言で、家庭内の問題については法が関与せず自治的解決にゆだねるべきであるとの考え方を示すものである。日本の法律は外国の立法に比べて、家庭内の行為についてはあまり介入しないという基本的態度をとっている。民法の協議離婚制度（当事者の合意があれば、裁判所の関与なく、届出のみで離婚できる制度）や刑法の親族間の特例（窃盗、詐欺、横領などで夫婦や一定の親族には刑が免除）などに具体化されている。家庭内における虐待や暴力については、近年、いわゆる児童虐待防止法やDV防止法が制定されるなど、この法格言を超えて積極的に法が家庭に関与する例も見られる。

(イ) 親族間の犯罪に対する特例

刑法 244 条は親族間で「窃盗罪・不動産侵奪罪・これらの未遂罪」を犯した場合に、刑を免除するなどの特例を定めたものである。親族相盗例ともいう。本条項の性質に関しては、国家は親族間の紛争には介入を控えるという政策的な観点から、犯罪は成立するが刑罰は科さないと定めたものであると解す。

(ウ) 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

① 児童虐待防止法制定までの経緯

もともと日本には、子どもの福祉を守る法律として「児童福祉法」があり、この中には、子ども虐待に関して、通告の義務（児福法第二十五条 虐待を発見した者は児童相談所などに通告する義務がある）、立ち入り調査（児福法二十九条 虐待が疑われた家庭や子どもの職場などに立ち入ることができる）、一時保護（児福法第三十三条 保護者の同意を得ずに子どもの身柄を保護することができる）、家庭裁判所への申し立て（児福法二十八条 家庭裁判所の承認を得て被虐待児を施設入所などさせるための申し立て）が盛り込まれている。

しかし、「児童虐待の防止等に関する法律」ができる以前は、これらはあまり有効に行使されていなかった。大多数の国民が、虐待を発見したときには児童相談所等への通告の義務があることを知らず、児童相談所は立ち入り調査には積極的でなく、家庭裁判所への申し立ては、申し立ての手続きのやり方がわからない、承認が出るまで数ヶ月を要し時間がかかりすぎるから意味がない、などの理由から、皆無に近い状態であった。

だが、虐待の社会的認知度の高まりや、「子どもの権利条約を」批准したこと

などを受けて 2000 年に成立した。

第 2 条で、「児童虐待の定義」が定められ、児童虐待防止法が禁止する行為に、身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待があるが、これらの行為を行った場合について、児童虐待防止法では具体的な刑罰規定をおいていないため処罰されることはない。実際の虐待行為については、刑法上の犯罪に該当する場合についてのみ刑法の各規定により処罰されることになる。

第 3 条 児童に対する虐待の禁止

第 4 条 国や地方公共団体の責務として、関係機関、民間団体との連携強化

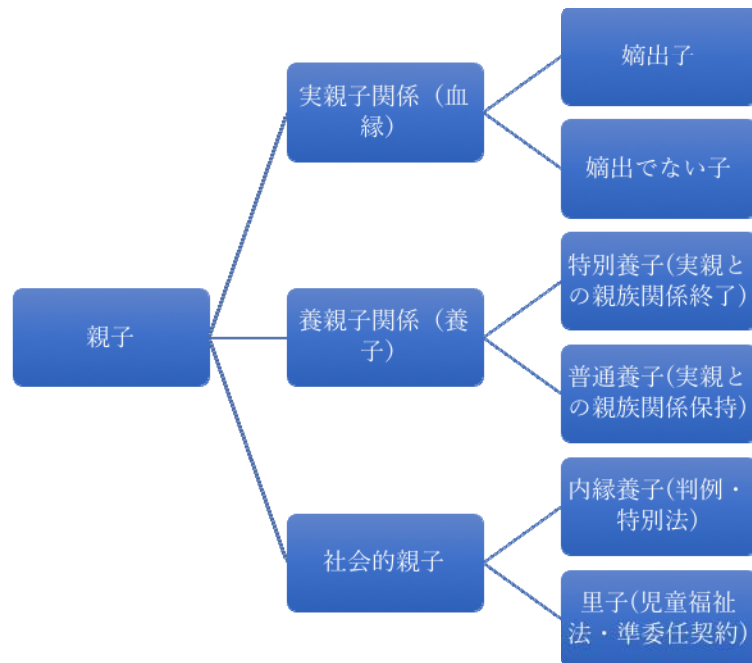
第 5 条 「児童虐待の早期発見」と第 6 条「児童虐待に係る通告」は、それまで児童福祉法で形骸化していた発見と通告を、速やかに福祉事務所・児童相談所に行わなければならないとした。

第 9 条「立ち入り調査等」、第 10 条「警察官の援助」では、児童虐待を受けているおそれがあると認められたときには立ち入りでき、警察官の援助を求めることができることとした。

第 11 条「指導を受ける義務」、第 13 条「児童福祉司等の意見の聴取」では、児童福祉法 27 条 1 項で定められている児童福祉司等による指導を保護者が受けるよう義務付けた。施設入所措置を解除する際には児童福祉司の意見を聞き、指導や勧告に従わないと措置解除しないとしている。

第 14 条「親権の行使に関する配慮等」は、しつけと虐待の議論に対応する条項で、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して適切な行使に配慮しなければならないとされ、養育者がしつけだと反論する事例に苦慮してきた児童相談所が、虐待として対応できるようになった。

(エ) 法律上の親子とは



(オ) 親権とは

民法 818 条

成年に達しない子は、父母の親権に服する

同条 2 項子が養子であるときは、養親の親権に服する。

民法 820 条

親権を行うものは、子の監護及び教育をする権利を融資、義務を負う。

➤ 成年に達しない子は完全な行為能力を有しない。

⇒子の能力を補う者が必要であり、基本的に親が担う。

➤ 親のための法律でなく、子どものための法律である

⇔他の者の介入を排して、身上監護及び財産管理に関して決定する権限については親の権利であるとも言える

➤ 対象(民法 818 条 1 項、715 条)

原則：未成年者(20 歳未満)

例外：未成年で婚姻した者は成年として扱われる

➤ 財産管理権

親権者は子の財産を管理し、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。

保存・利用のみならず、必要な範囲での処分も行うことができる。

➤ 身上監護権(民法 820~823 条)

親権を行う者は、子の利益のために子を監護・教育する権利と義務を負う。

➤ 懲戒権

第 820 条(監護及び教育の権利義務)

親権を行う者は、子の利益のためにこの監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第 822 条

親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

子の利益のために監護および教育に必要な範囲内で認められる。

⇔ 躰との線引き

躰と称して子どもに暴力を振るうこと、暴言を吐くこと、子どもの世話を放棄することは児童虐待であり、親権の濫用に当たる。

◇ 職業許可権

◇ 居所指定権

(カ) 親権の喪失や停止

民法 834 条

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。

親権は子の保護のために親に与えられた権限である。

よって、親権の目的に合致しない行為や親権者として、子の監護を行うにふさわしくない事情がある場合には親権の停止や喪失が必要となる。

① 親権喪失制度

◇ 親権喪失原因(民法の一部改正)

● 改正前

家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。

● 改正後

家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。

◇ 請求権者

親族、未成年後見人、未成年後見監督人または検察官

◇ 親権喪失の具体的事例(平成 25 年度)

● 白血病の事例

申し立ての背景

- ・ 児童は白血病で輸血が必要であった。
- ・ 輸血を行わなければ児童の生命に危険が及ぶにも関わらず、両親は宗教的理由から輸血を拒否した

申し立て後の状況

- ・ 保全処分が任用されて輸血をした
- ・ その後、翻案も任用された。

● 性的虐待の事例

申し立ての背景

- ・ 父親からの性的虐待のため児童福祉法 28 条により施設入所した
- ・ 父親は逮捕され実刑となったが、虐待を否定している
- ・ 父親の出所後に児童の引取を阻止し、その安定した生活を保証する必要があった

申し立て後の状況

- ・ 保全処分、本案ともに認容された

● 保護者とのトラブルの事例

- ・ 児童は中学生時に保護者とのトラブルのために一時保護された。児童は家に帰りたくないを訴え、父母も関係修復の意思がなかったため児童養護施設

に入所した。

・その後、保護者が入所の同意を撤回したため、児童福祉法 28 条を申し立て、審判が確定した。

・高校卒業にあたり、児童が就職して自立した生活がいと舐めるように、児童相談所から保護者に協力を求めた。しかし保護者の養育姿勢は施設入所時と変わらず、児童の成長に理解を示すことなく、保護者は本児との交流を拒否し続けた。

申し立て後の状況

・保全処分、本案共に認容された。

・児童は就職が決定したが、賃貸借契約や運転免許取得その他の支援が必要となるため未成年後見人を選任。

② 親権停止制度

民法の一部改正(H24.4.1 施行)によって、親権停止制度が設けられた。2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする制度である。本制度の目的は虐待をする親の親権を制限し、親から子どもを一時的に引き離すことで、子どもの心身の安全を守ると同時に、親権が停止されている間に虐待した親や家庭環境を改善し、親子の再統合を図ることである。

停止期間については、家庭裁判所が親権停止の原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子どもの心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して定める。

⇒親権喪失の要件を満たすまでには至らない比較的程度の軽い事案でも必要に応じて親権を制限できるようになった

子の親族、検察官、子自身、未成年後見人、児童相談所長が請求できる

③ その他の改正事項

◇ 未成年後見制度の見直し

◇ 変更点

● 複数でも可

● 法人も可

親権喪失や親権停止、管理権喪失の審判がされ、親の親権が政府限されたとき、家庭裁判所では、申し立てにより親権者がいなくなった子どもに対して、未成年後見人を選任する。民法改正以降、社会福祉法人などの法人も後見人になることができるようになった。

(キ) 親権喪失・親権停止などについてのデータ

『虐待やネグレクトで「親権停止」最多 83 件昨年』日本経済新聞 2017 年 5 月 5 日

虐待やネグレクト（育児放棄）などをした親に対し、全国の家裁が出した「親権停止」の決定が、昨年 1 年間は 83 件と過去最多だったことが 5 日、最高裁の集計で分かった。親権停止は 2012 年 4 月に始まった制度で、活用が進んでいることをうかがわせた。最高裁は「児童相談所長による申し立てが増えたことが要因」と分析している。

親を子供から引き離す制度は、期限を設けない「親権喪失」が従来あるが親子関係の修復が望みにくく、結果的には子供の利益にならないとの指摘があった。民法改正で新設された親権停止は家裁が審判で親権を最長 2 年間停止する仕組みだ。

最高裁によると、親権停止決定は 12 年 14 件（親権喪失決定 17 件）、13 年 63 件（同 25 件）、14 年 40 件（同 32 件）、15 年 58 件（同 21 件）、昨年 83 件（同 25 件）だった。

児童相談所長による停止申し立てが増加。12 年は 10 件（停止決定に至ったのは全 10 件）だったが、昨年は 74 件（同 59 件）に上った。

子供本人や親族からを含めた停止申し立ての総数も増加傾向にあり、昨年は初めて 200 件を超えた。一方、喪失申し立ては 100 件前後で推移している。

昨年の停止決定理由の内訳はネグレクト 34 件、身体的虐待 15 件、心理的虐待 13 件、性的虐待 5 件などだった。停止の対象は実母 58 人、実父 31 人だった（父母ともに停止されたケースあり）。

親権停止の期間中、子供は児童養護施設に入所したり、親族に預けられたりすることが多い。

厚生労働省の担当者は「小さい子供の場合、長い目で親子関係の修復を図ることも必要だ。関係が断絶してしまう親権喪失より、期間を区切って親に改善を促すことができる親権停止の方が利用しやすいのではないか」と話している。

〔共同〕

● 親権喪失・親権停止・管理権喪失についての新受件数と終局結果(平成17年～26年)

年		新受件 数	既済件 数	認容	却下	取下げ	その他
	平成17年	139	137	22	18	94	3
	平成18年	125	139	15	20	102	2
	平成19年	103	103	15	11	76	1
	平成20年	139	130	20	18	89	3
	平成21年	110	111	21	11	74	5
	平成22年	147	136	16	32	84	4
	平成23年	119	127	14	25	88	0
	平成24年	239	184	32	17	129	6
親権喪 失等	うち親権喪失の審判	111	103	17	8	76	2
	うち親権停止の審判	120	69	14	7	44	4
	うち管理権喪失の審判	6	7	0	2	5	0
	平成25年	315	300	92	42	164	2
	うち親権喪失の審判	111	104	25	6	72	1
	うち親権停止の審判	185	182	63	29	89	1
	うち管理権喪失の審判	14	12	3	6	3	0
	平成26年	276	304	85	48	160	11
	うち親権喪失の審判	110	130	34	16	73	7
	うち親権停止の審判	151	157	43	28	82	4
	うち管理権喪失の審判	10	12	5	2	5	0

● 申立人の属性

	子の親族	児童相談所長	子	検察官	合計
親権喪失	105	14	5	0	124
親権停止	99	34	22	1	156

● 親権を喪失し、又は停止される親権者の属性

	実父	実母	養父	養母	
親権喪失	34	71	16	3	124
親権停止	48	90	16	2	156

● 子の性別と年齢

	0歳以上3歳未満	3歳以上就学前	小学生	中学生	高校生・その他	合計	男女比率
親子権喪失							
男	3	9	20	15	5	52	49.5%
女	7	16	18	6	6	53	50.5%
合計	10	25	38	21	11	105	100.0%
親子権停止							
男	10	12	24	14	9	69	54.3%
女	5	11	18	11	13	58	45.7%
合計	15	23	42	25	22	127	100.0%

● 認容原因内訳(平成26年)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
親権喪失	7	4	11	4	4
親権停止	4	2	23	5	9

同一事件について、複数の認容原因が存在することもあるため、認容原因の合計と認容件数は必ずしも一致しない。

ネグレクト23件のうち、少なくとも11件については、医療ネグレクトを原因とするものである。

最高裁判所事務総局家庭局(2015)『親権制限事件の動向と事件処理の実情平成26年1月～12月』参考。http://www.courts.go.jp/vcms_lf/151204sinkenteisi.pdf

(ク) 親権喪失と親権停止の制度運用

親権喪失は「無期限」に親権を奪い、親子関係を再び取り戻せなくなるおそれがある。民法改正以前は、このジレンマから、児童相談所も親権喪失の申し立てを行わなれていなかった。

そこで、虐待する親の親権を制限できる新たな制度として、親権停止の制度を設立した。

3. 里親とは

里親制度は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に看護させることが不適當であると認められる児童）の養育を委託する制度である。

➤ 里親の種類

養育里親…

次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの

- ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
- ②非行等の問題を有する児童
- ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

養子縁組里親…

次の要件に該当する要保護児童

- ①当該親族里親に扶養義務のある児童
- ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

➤ 里親認定の要件

（1）養育里親

- ①要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。〔省令第 1 条の 3 5 第 1 号〕
- ②経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）。〔省令第 1 条の 3 5 第 2 号〕
- ③都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること。〔法第 6 条の 4 第 2 項、省令第 1 条の 3 5 第 3 号〕
- ④里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。〔法第 3 4 条の 2 0 第 1 項、政令第 3 5 条〕

ア成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）

イ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ法、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）又は政令第35条で定める福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

（2）専門里親

①（1）の①から④までのすべてに該当すること。

②次の要件のいずれかに該当すること〔省令第1条の37第1号〕ア養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。イ3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。ウ都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。

③専門里親研修を修了していること。〔省令第1条の37第2号〕

④委託児童の養育に専念できること。〔省令第1条の37第3号〕

（3）養子縁組里親

①（1）の①、②及び④のすべてに該当すること。〔省令第36条の47〕

②養子縁組によって養親となることを希望する者であること。〔省令第1条の33第2項第1号〕

（4）親族里親

①（1）の①及び④に該当すること。〔省令第36条の47〕

②要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。〔省令第1条の33第2項第2号〕

③要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。〔省令第1条の33第2項第2号〕

➤ 里親に支給される手当等

◇ 里親手当(月額)(平成29年度案)

養育里親 86000円(2人目以降 43000円加算)

専門里親 137000円(2人目以降 94000円加算)

- ◇ 一般生活費(食費、被服費等。1人あたり月額)(平成29年度案)
乳児 58,310円、乳児以外 50,570円
- ◇ その他(幼稚園日、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学等支度費、医療費、通院費等)

4. 児童養護施設の概要

5. 児童養護施設の設立理由

- ◇ 児童福祉法第41条

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

児童福祉法の立法趣旨

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

6. アメリカの児童虐待防止

アメリカ合衆国の政策は、児童の虐待及び、放置をなくすために家族を強化し、児童を家族から不必要に引き離す事を防止するために必要な福祉事業のための支援を提供し、適当な地域では、家族の再形成を促進するものでなければならない。「児童虐待通知法」、「児童虐待防止および対処措置法」などでそれを実現させようとしている。

基本的には各州により児童虐待防止のための規制や政策がそれぞれ設けられており、第一次的責任を負っている。また、地域で児童虐待に対して敏感あり、少しでも虐待が疑われる行為を発見した場合は即通報となる。

(ア) 児童虐待が疑われ通報される事態となった事例

■某日、小学生の子供を連れた邦人女性が近くのスーパーに買い物に行った。子供が、商品を買ってほしいと言ってねだるので、母親が子供の頭を小突いて叱った。

⇒ 他の買い物客が目撃して警察に通報したため、児童虐待容疑で母親が州政府の児童保護局（テネシー州ではDCS : Department of Children's Service と呼ばれる）の取調べを受けた。

■某日、乳児をお風呂に入れている写真を近所のドラッグストアで現像に出した。

⇒ ドラッグストアが児童に対する虐待容疑で児童保護局に通報し、児童虐待（性的虐待）容疑で調査活動が行われた。

■某日、母親が7歳の子供を連れて大型スーパーに買い物に行き、車に戻った際にその店に忘れ物をしたことに気づき、子供を車内に残したまま車から離れた。

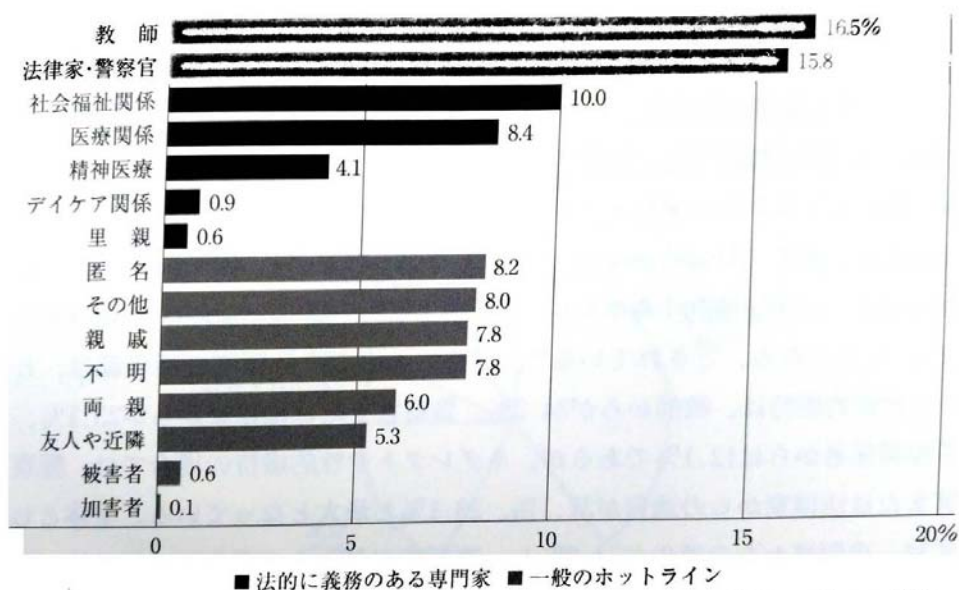
⇒ 通行人女性が警察に通報し、児童放置容疑で母親が警察の取調べを受けたほか、子供が1ヶ月間、指定の里親に預けられ、親との面会も制限された。

■某日、小学生の男子が悪ふざけをしたので父親が注意したら、少年は近くの木に登ったので、父親が少年に対して下りてくるように怒鳴った。

⇒ 近所の住民が警察に通報し、父親が児童虐待（心理的威圧）容疑で勾留された。

(イ) 児童虐待通告法

図3 通告者調査



出典 Child Maltreatment 2006: U.S. Department of Health and Human Services, Children's Bureau, 2008

<児童虐待通告法>・・・児童虐待と通告義務者の定義が明文化された

目的 児童虐待の隠れる余地を残さないよう、児童虐待を可能な限り顕在化させ、これによって児童虐待の保護と、将来の児童虐待の予防を果たさんとする。

各州の通告義務者 約40種ほどの専門職 (特に重要な専門家は、医療関係者・保険従事者・教育関係者・社会サービス関係者・司法、警察関係者)

義務とはなっていない者 家族・隣人・一般人 (但しこれらからも通告を受け入れる)

各州の特殊な例 コロラド・イリノイ・カリフォルニア州 写真の現像者にも通告義務 (児童の性的な写真に明白に現れているような性的虐待や性的搾取を知る立場にある者)

フロリダ・ケンタッキー・ミネソタ州等 虐待を疑う立場にある者は誰でも通告義務がある

● 具体例

<カリフォルニア州>・・・「規範化」が進んでいる

刑法第11164条以下に規定化

目的 児童を虐待から保護すること

通告義務者についての規定

対象者 保育所職員、学校教師、医師、看護婦、その他の医療関係者、心理療法士、カウンセラー、ソーシャルワーカー、児童保護機関の職員
(CMフィルムや写真等を現像する業者)

どんな時 自分の職務の範囲内で児童虐待の事実を知ったとき
虐待の疑いがあるものと推察したとき
(16歳未満の児童が性的行為を行っているような、あるいはその対象となっているような写真や映画、スライド等をその職務上発見した場合)

方法 速やかに児童保護機関に電話で報告
事実を知ってから36時間以内に書面で報告しないといけない
(速やかに刑事司法機関に電話で報告。また36時間以内に書面で報告しなければならない)

専門家でも、虐待が心理的なものである場合はこれを任意的なものとしており、通告義務までを規定するものではない